

はじめに—JR東海認知症事件最高裁判決について—

【はじめに】

本書の原稿脱稿後、最高裁判所第三小法廷平成28年3月1日判決（平成26年（受）第1434号、第1435号損害賠償請求事件。以下「本判決」といいます。）が下されました。本判決は法定監督義務者の範囲、事実上の監督者に該当するか否かの判断基準を示す等、今後の実務に大きな影響を与えるとともに、本書の内容にも影響を与えるものです。そこで、以下、本判決を紹介した上で今後の実務に与える影響について検討するとともに、本書の内容に影響を及ぼす部分についても言及することにします。

【訴訟の経緯】

本件は、認知症に罹患したA（男性、当時91歳）が駅構内の線路上に立ち入り、列車に衝突して死亡した事故（本件事故）に関し、鉄道会社Xが、Aの妻であるY<sub>1</sub>（当時85歳）及びAの長男であるY<sub>2</sub>に対し、民法709条又は714条に基づき損害賠償請求をした事案です。第1審（名古屋地判平成25・8・9判時2202・68）はY<sub>1</sub>につき民法709条に基づき、Y<sub>2</sub>につき民法714条2項の準用によりそれぞれ責任があるとして両名に対する請求を全部認容し、原審（名古屋高判平成26・4・24判時2223・25）は、Y<sub>1</sub>につき民法714条の法定監督義務者であるとして請求を一部認容し、Y<sub>2</sub>については請求の全てを棄却しました。

そこで、X及びY<sub>1</sub>の双方が上告しました。

【事案の概要】

1 A（男性、大正5年生まれ）とY<sub>1</sub>は、昭和20年に婚姻し、両者の間

第2章 未成年者

Q14 責任能力のない未成年者の法定監督義務者とは具体的にどのような人のことをいうのでしょうか。また、法定監督義務者はどのような監督義務を負っているのでしょうか。

A 法定監督義務者には、親権者、親権代行者及び未成年後見人等が該当します。未成年者の法定監督義務者は、具体的状況の下における危険な行為を防止する義務のみならず、未成年者の生活全般に対する包括的な監督義務も負います。

解説

1 未成年者の法定監督義務者とは  
未成年者の法定監督義務者としては、当該未成年者の親権者（民818

【裁判所の判断】

1（民法714条1項の法定監督義務者につき）精神上の障害による責任無能力者については、平成11年法律第65号による改正前の精神保健福祉法22条1項により自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、自傷他害防止監督義務は、上記改正により廃止された（なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された）。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うにあたっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨の身上配慮義務に改められた。身上配慮義務は、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上に配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや行動を監視することを求めるものと解することはできない。そうすると、平成19年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできない。

[13] 小学校6年生（11歳11か月）の男児が校庭で蹴ったサッカーボールにつきバイク運転中の被害者がこれを避けようとして転倒した場合において、男児の両親に民法714条1項ただし書の免責を認めて、原判決及び1審判決を取り消した上で、被害者の加害者に対する損害賠償請求を認めなかった事例  
(最判平成27・4・9判時2261・145)

事例の概要

◆関係者等  
Xら（原告）：Bの相続人  
Yら（被告）：Aの両親

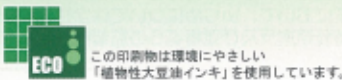
し（本件事故）、左脛骨折等の傷害を負い、その後入院中に死亡した。そこで、XらがYらに対して、民法714条1項に基づき損害賠償請求をしたところ、1審及び原審共にYらの責任を認めて一部認容した。そこで、Yらが上告受理申立てをした。

判断の根拠（裁判所の判断）

<争点> YらがAに対する監督義務を怠らなかったかどうか  
Aがゴールに向けてサッカーボールを蹴ったことは、ボールが道路に転がり出る可能性があり、道路を通行する第三者との関係では危険

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
本館 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土町2丁目6番地  
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号  
高松支社 〒760-8536 高松市居町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2016.3) 509381



紛争事案解決の指針となる解説書!

# 未成年者・精神障害者の監督者責任

— Q & A と 事例 —

編著 今西 順一（弁護士）



- ◆ Q&A編では、「責任能力」「責任無能力者の不法行為」「監督者責任」などに関する一通りの論点を、関係法令や実際の事例を交えながら解説しています。
- ◆ 事例編では、未成年者、精神障害者が加害者となった事例65件を厳選し、損害賠償責任の所在と範囲について、争点を明示しながらわかりやすく解説しています。

サッカーボール事件最高裁判決（最判平成27年4月9日）、JR東海認知症事件最高裁判決（最判平成28年3月1日）といった重要最新判例についてもいち早く言及しています。



A5判・総頁364頁  
本体価格 3,900円+税  
送料実費

電子書籍版も発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。  
新日本法規 Web で 検索  
<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

〔電子書籍版〕  
本体価格 3,200円+税

0120-089-339

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

創業1948年



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



